

伊勢原市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用に関する キャンセルの取り扱いについて

- 1 施設への利用予約が確定した時点から、この取り扱いの対象となります。
- 2 予約の変更やキャンセルは、施設の定める方法（総合支援システム・電話連絡等、予め施設に確認してください）で行ってください。
- 3 総合支援システムで行った予約を変更する場合は、一度予約をキャンセルしてから再度の利用の予約を行ってください。
- 4 以下の場合には利用をお控えいただくとともに、所定の方法で速やかに予約のキャンセル等の手続きをお願いいたします。
 - ・利用日前日まで発熱があった場合
 - ・利用日当日に発熱がある場合
 - ・ご家族が感染症にかかっている場合
 - ・発熱はなくても体調がすぐれない場合
- 5 予約時間に遅れた場合や、急な体調不良等により予約時間よりも早くお迎えに行った場合も、予約された時間分の予約可能時間を消費します。
- 6 所定の期日までにキャンセル等の手続きが完了しない場合は、予約分の利用時間枠（利用可能時間）が消費され、利用料（キャンセル料）の負担が発生します。ただし、事業所都合によりキャンセルとなった場合は、この限りではありません。
- 7 児童の人数に応じて必要な保育士等を配置しますので、無断でのキャンセルやお迎えの遅れは他の利用者や施設への迷惑となります。無断キャンセル等が度重なる場合は、施設の判断でその後の利用をお断りすることもあります。

【取り扱い早見表】 詳細について、必ず御利用の施設に確認してください。

	・所定の期日までのキャンセル ※1	・期日を過ぎてからのキャンセル ・無断キャンセル
利用可能時間	消費しません	予約時間分を消費します
利用料 (キャンセル料)	発生しません ※2	発生します ※2

※1 各施設が定める期日までに、施設がキャンセルの確認を完了している必要があります。いつまでに手続きが必要かなど、必ず御利用の施設に確認してください。

※2 実費徴収額（おやつ代等）については各施設の取り扱いによります。